

食中毒・感染症等対応マニュアル

このマニュアルは、社会福祉施設等で食中毒・感染症（新型コロナウイルスを含む）などが発生した場合の対応手順を示したものです。下記の手順に従い、各機関へ報告してください。

1 対象施設

対象施設は、次のとおりとする。

- ・各務原市内の介護保険事業所
- ・市内の有料老人ホーム（サ高住含む）

2 食中毒・感染症等が発生した場合の施設対応フロー（原則）

- ① 食中毒・感染症等（新型コロナウイルスを含む）の疑い発生
- ② 医療機関で対象者を受診させる（緊急性が高い場合は救急搬送依頼）
- ③ 被害の拡散防止措置
- ④ 施設長は状況を把握し、入所者のご家族等に報告する
- ⑤ 次の（１）～（４）のいずれかの条件に当てはまる場合は、直ちに岐阜保健所へ電話で第１報を入れたのち、別記様式１～３により岐阜保健所並びに各務原市介護保険課又は岐阜地域福祉事務所に報告する（報告が必要な期間は保健所の指示に従うこと）

- （１）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合
- （２）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合（※累積ではなく、その時点における人数）
- （３）通常の発生動向を上回り、特に施設長が必要と認めた場合
- （４）新型コロナウイルス感染症については、患者が５名以上発生した施設が専門家による感染対策の指導を希望する場合

▼報告先…ア並びにイ又はウ

ア 岐阜保健所 TEL 058-380-3004

イ 地域密着型サービス・有料老人ホームの場合

各務原市介護保険課 TEL 058-383-2067

（夜間休日の場合 TEL 058-383-1111）

ウ 地域密着型サービス・有料老人ホーム以外

岐阜地域福祉事務所 TEL 058-272-1930